傷病手当金及び同附加金請求書

所属所文書受付印

共済事務担当者印
㊞

決定金額			支給日数	
傷病手当金	※ 円		※ 日	
同附加金	※ 円		※ 日	

組合員証記号番号	公立鹿		所属所名		
（フリガナ）		資格取得年月日	□ 昭和 □ 平成 年 月 日		
組合員氏名		資格喪失年月日	●退職者のみ記入する。 平成 年 月 日		
傷病の初診年月日	平成 年 月 日	勤務できなくなった最初の日	平成 年 月 日		
請求期間（暦月単位）	傷病手当金	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで		
	同附加金	平成 年 月 月 から	平成 年 月 月 まで		
短期掛金の基礎となる標準報酬	等級 第 級	標準報酬月額 円			
請求金額	円	請求日数（週休日を除く。）	日	●請求金額及び日数は，月の途中で附加金へ切り替わるときは，傷病手当金及び同附加金を合算して記入する。	
年金等の受給状況	障害厚生（共済）年金 老齢厚生年金	年額 円	平成 年 月分から	□ 支給開始 □ 改定	
□ 受給権なし	障害基礎年金 老齢基礎年金	年額 円	平成 年 月分から	□ 支給開始 □ 改定	
□ 受給権あり ●「あり」の場合は右欄を記入	障害手当金	円	平成 年 月 日 支給		
介護保険法による給付を受けたとき	被保険者番号	保険者番号	保険者の名称		

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

平成 年 月 日

（請求日は請求期間の末日の翌日以降）

請求者（組合員）

〒

住所

氏名 ㊞

電話番号（ － － ）

記載事項は，事実と相違ないものと認めます。

〒

平成 年 月 日 所属所所在地

所属所長 職・氏名 印

電話番号（ － － ）

医師の証明欄				
傷病名		当該月の勤務不能と認めた期間（歴月単位）	平成 年 月 日から 日まで	
療養のため，上記の期間，勤務できなかったことを証明します。 平成 年 月 日 （当該月の勤務不能と認めた期間の末日の翌日以降に証明してください。）		医療機関 所在地 名称 電話番号（ － － ） 医師の氏名 ㊞		

注1 ※印欄は記入しないでください。 2 請求期間の末日の翌日以降に医師の証明を受けた上で提出してください。 **（別紙へ続く。）**

3 別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書（傷病手当金等）」に，給与事務担当者の確認を受けて提出してください。ただし，月の全日にわたって給与が支給されない場合は，別紙の提出は不要です。

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（1枚目） 報酬支給額等証明書 兼 給付金請求額計算書（傷病手当金等）

平成 ［　　］ 年 ［　　］ 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成　　年　　月　　日

給与事務担当者確認印
㊞

左記の担当者と請求組合員の所属所が異なる場合の連絡先	
所属所	
電話番号	（　　－　　－　　）

区分	□ 新規 □ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	
組合員氏名		

標準報酬月額 ア		円
当月の給与支給対象日数 A（当月の現日数－週休日）		日

【休業期間の報酬の計算】 ※ 休業期間Bは，給料の支給割合Dごとに，B1からB3へ期間の順に記入してください。

休業期間（週休日及び休日を含む。）B	B1 日 ～ 日	B2 日 ～ 日	B3 日 ～ 日
上記期間Bの給与支給対象日数 C	日	日	日
上記期間Bの給料の支給割合 D	割	割	割

報酬Ⅰ		期間B1の支給金額	期間B2の支給金額	期間B3の支給金額
報酬（給与）種別	減額前の月額 E	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）
給料（調整額，教職調整額を除く。）	円	円	円	円
給料の調整額	円	円	円	円
地域手当	円	円	円	円
特地勤務（へき地）手当	円	円	円	円
準特地勤務（準へき地）手当	円	円	円	円
報酬Ⅰの合計 F		円	円	円

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）		G×期間B1の支給割合（0～1）	G×期間B2の支給割合（0～1）	G×期間B3の支給割合（0～1）
報酬（給与）種別	減額前の月額 G	割合 （1円未満切捨て）	割合 （1円未満切捨て）	割合 （1円未満切捨て）
	円	G× ＝ 円	G× ＝ 円	G× ＝ 円
	円	G× ＝ 円	G× ＝ 円	G× ＝ 円
	円	G× ＝ 円	G× ＝ 円	G× ＝ 円
	円	G× ＝ 円	G× ＝ 円	G× ＝ 円
	円	G× ＝ 円	G× ＝ 円	G× ＝ 円
	円	G× ＝ 円	G× ＝ 円	G× ＝ 円
	円	G× ＝ 円	G× ＝ 円	G× ＝ 円
	円	G× ＝ 円	G× ＝ 円	G× ＝ 円
報酬Ⅱの合計 H		円	円	円

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 J（F÷C，少数点第2位未満切捨て）		円	円	円
報酬Ⅱの日額 K（H÷22，小数点第2位未満切捨て）		円	円	円
報酬日額 ①（J＋K，1円未満切捨て）		円	円	円

【年金日額の計算】※ 該当者のみ記入

年金額合計 L（年額）	円
年金日額 ②（L÷264，1円未満切捨て）	円

【報酬日額と年金日額の比較】

給付日額と比較する額 ③（報酬日額①と年金日額②を比較していずれか高い額，同額の場合はその額）	円	円	円

注1 報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を基に記入してください。 （2枚目へ続く。）

2 月の途中から休業又は復職した場合の通勤手当については，支給単位期間が1か月である通勤手当が，休業日を含めて月額で支給されたときは，当該月額を報酬Ⅱへ記入してください。

また，支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が，休業日を含めて支給単位期間分一括して支給されたときは，次の計算式により，1か月当たりの額を算出して，報酬Ⅱへ記入してください。

・支給単位期間の末月以外の月の額（1円未満切捨て） ＝ 通勤手当支給額 ÷ 支給単位期間の月数

・支給単位期間の末月の額 ＝ 通勤手当支給額 － 末月以外の月の額（上記の額）の合計額

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（2枚目） 報酬支給額等証明書 兼 給付金請求額計算書（傷病手当金等）

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝ 標準報酬日額 イ [　　] 円 （10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 2／3 ＝ 給付日額 ④ [　　] 円 （1円未満四捨五入）

2　給付対象日数及び控除額（報酬との調整額）の計算

休業期間（前ページBの期間）	B1の期間	B2の期間	B3の期間
給付対象日数 ⑤ （上記期間の給与支給対象日数Cのうち，④＞前ページ③となる日数）	日	日	日
控除額 ⑥ （前ページ③×給付対象日数⑤）	円	円	円

B1～B3の期間の給付対象日数の合計 ⑦	日
B1～B3の期間の控除額の合計 ⑧	円

3　請求金額の計算

給付日額④ × 給付対象日数の合計⑦ － 控除額の合計⑧ ＝ 請求金額 [　　] 円

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※ 共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額 [　　] 円 － 控除額合計 ＝ 差引支給額 [　　] 円

注　次の書類を添付してください。

ア　当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）

イ　障害年金，障害手当金又は老齢年金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。），受給額が決定又は改定されたときは，受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの）

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（1枚目）	計算例①	月の全日にわたって無給休職である場合

平成 27 年 12 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成

月の全日にわたって無給休職の場合は，こちらの別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書（傷病手当金等）」の提出は不要です。
請求金額を算出する際に利用してください。

の
先

区分 ）

組合員証記号番号	公立鹿	
組合員氏名		

標準報酬月額 ア	590,000	円
当月の給与支給対象日数 A（当月の現日数－週休日）	23	日

【休業期間の報酬の計算】 ※ 休業期間Bは，給料の支給割合Dごとに，B1からB3へ期間の順に記入してください。

休業期間（週休日及び休日を含む。）B	B1 1 日 ～ 31 日		～ 日
上記期間Bの給与支給対象日数 C	23 日		日
上記期間Bの給料の支給割合 D	0 割	割	割

B1の休業期間のうち，週休日を除いた日数（Aと同じ日数）を記入する。

無給休職の場合は，ゼロを記入する。

報酬Ⅰ		期間B1の支給金額		期間B3の支給金額
報酬（給与）種別	減額前の月額 E	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）
給料（調整額，教職調整額を除く。）	円	円	円	円
給料の調整額	円	円	円	円
地域手当	円	円	円	円
特地勤務（へき地）手当	円	円	円	円
準特地勤務（準へき地）手当	円	円	円	円
報酬Ⅰの合計 F		0 円	円	円

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）		G×期間B1の支給割合（0～1）				G×期間B2の支給割合（0～1）				G×期間B3の支給割合（0～1）			
報酬（給与）種別	減額前の月額 G		割合		（1円未満切捨て）		割合		（1円未満切捨て）		割合		（1円未満切捨て）
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
報酬Ⅱの合計 H					0 円				円				円

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 J（F÷C，少数点第2位未満切捨て）	0.00 円	円	円
報酬Ⅱの日額 K（H÷22，小数点第2位未満切捨て）	0.00 円	円	円
報酬日額 ①（J＋K，1円未満切捨て）	0 円	円	円

【年金日額の計算】※ 該当者のみ記入

年金額合計 L（年額）	円
年金日額 ②（L÷264，1円未満切捨て）	円

【報酬日額と年金日額の比較】

給付日額と比較する額 ③（報酬日額①と年金日額②を比較していずれか高い額，同額の場合はその額）	0 円	円	円

注1 報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を基に記入してください。 （2枚目へ続く。）

2 月の途中から休業又は復職した場合の通勤手当については，支給単位期間が1か月である通勤手当が，休業日を含めて月額で支給されたときは，当該月額を報酬Ⅱへ記入してください。

また，支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が，休業日を含めて支給単位期間分一括して支給されたときは，次の計算式により，1か月当たりの額を算出して，報酬Ⅱへ記入してください。

・支給単位期間の末月以外の月の額（1円未満切捨て） ＝ 通勤手当支給額 ÷ 支給単位期間の月数

・支給単位期間の末月の額 ＝ 通勤手当支給額 － 末月以外の月の額（上記の額）の合計額

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（2枚目）	計算例①	月の全日にわたって無給休職である場合

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝

標準報酬日額 イ	26,820

円（10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 2／3 ＝

給付日額 ④	17,880

円（1円未満四捨五入）

2　給付対象日数及び控除額（報酬との調整額）の計算

休業期間（前ページBの期間）	B1の期間	B2の期間	B3の期間
給付対象日数 ⑤ （上記期間の給与支給対象日数Cのうち，④＞前ページ③となる日数）	23 日	日	日
控除額 ⑥ （前ページ③×給付対象日数⑤）	0 円	円	円

B1～B3の期間の給付対象日数の合計 ⑦	23 日
B1～B3の期間の控除額の合計 ⑧	0 円

3　請求金額の計算

給付日額④ × 給付対象日数の合計⑦ － 控除額の合計⑧ ＝

請求金額	411,240

円

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※ 共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額	

円 － 控除額合計 ＝

差引支給額	

円

注　次の書類を添付してください。

ア　当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）

イ　障害年金，障害手当金又は老齢年金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。），受給額が決定又は改定されたときは，受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの）

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（1枚目）	計算例②	月の全日にわたって無給休職である場合（障害年金受給あり）

平成 27 年 12 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成

月の全日にわたって無給休職の場合は，こちらの別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書（傷病手当金等）」の提出は不要です。
請求金額を算出する際に利用してください。

区分

組合員証記号番号	公立鹿	
組合員氏名		

標準報酬月額 ア	590,000	円
当月の給与支給対象日数 A（当月の現日数－週休日）	23	日

【休業期間の報酬の計算】 ※ 休業期間Bは，給料の支給割合Dごとに，B1からB3へ期間の順に記入してください。

休業期間（週休日及び休日を含む。）B	B1 1 日 ～ 31 日		～ 日
上記期間Bの給与支給対象日数 C	23 日		日
上記期間Bの給料の支給割合 D	0 割	割	割

B1の休業期間のうち，週休日を除いた日数（Aと同じ日数）を記入する。

無給休職の場合は，ゼロを記入する。

報酬Ⅰ		期間B1の支給金額		期間B3の支給金額
報酬（給与）種別	減額前の月額 E	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）
給料（調整額，教職調整額を除く。）	円	円	円	円
給料の調整額	円	円	円	円
地域手当	円	円	円	円
特地勤務（へき地）手当	円	円	円	円
準特地勤務（準へき地）手当	円	円	円	円
報酬Ⅰの合計 F		0 円	円	円

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）		G×期間B1の支給割合（0～1）				G×期間B2の支給割合（0～1）				G×期間B3の支給割合（0～1）			
報酬（給与）種別	減額前の月額 G		割合		（1円未満切捨て）		割合		（1円未満切捨て）		割合		（1円未満切捨て）
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
報酬Ⅱの合計 H					0 円				円				円

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 J（F÷C，少数点第2位未満切捨て）	0.00 円	円	円
報酬Ⅱの日額 K（H÷22，小数点第2位未満切捨て）	0.00 円	円	円
報酬日額 ①（J＋K，1円未満切捨て）	0 円	円	円

【年金日額の計算】※ 該当者のみ記入

年金額合計 L（年額）	1,774,400 円
年金日額 ②（L÷264，1円未満切捨て）	6,721 円

受給している公的年金の合計額を記入する。
（例）障害基礎年金 780,100円（日本年金機構から支給），障害共済年金 994,300円（共済組合から支給）を受給している場合
780,100円＋994,300円＝1,774,400円・・・L

【報酬日額と年金日額の比較】

給付日額と比較する額 ③（報酬日額①と年金日額②を比較していずれか高い額，同額の場合はその額）	6,721 円	円	円

注1 報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を基に記入してください。 （2枚目へ続く。）

2 月の途中から休業又は復職した場合の通勤手当については，支給単位期間が1か月である通勤手当が，休業日を含めて月額で支給されたときは，当該月額を報酬Ⅱへ記入してください。

また，支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が，休業日を含めて支給単位期間分一括して支給されたときは，次の計算式により，1か月当たりの額を算出して，報酬Ⅱへ記入してください。

・支給単位期間の末月以外の月の額（1円未満切捨て） ＝ 通勤手当支給額 ÷ 支給単位期間の月数

・支給単位期間の末月の額 ＝ 通勤手当支給額 － 末月以外の月の額（上記の額）の合計額

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（2枚目）	計算例②	月の全日にわたって無給休職である場合（障害年金受給あり）

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝

標準報酬日額 イ	26,820

円 （10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 2／3 ＝

給付日額 ④	17,880

円 （1円未満四捨五入）

2　給付対象日数及び控除額（報酬との調整額）の計算

休業期間（前ページBの期間）	B1の期間	B2の期間	B3の期間
給付対象日数 ⑤ （上記期間の給与支給対象日数Cのうち，④＞前ページ③となる日数）	23 日	日	日
控除額 ⑥ （前ページ③×給付対象日数⑤）	154,583 円	円	円

B1～B3の期間の給付対象日数の合計 ⑦	23 日
B1～B3の期間の控除額の合計 ⑧	154,583 円

3　請求金額の計算

給付日額④ × 給付対象日数の合計⑦ － 控除額の合計⑧ ＝

請求金額	256,657

円

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※ 共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額	

円 － 控除額合計 ＝

差引支給額	

円

注　次の書類を添付してください。

ア　当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）

イ　障害年金，障害手当金又は老齢年金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。），受給額が決定又は改定されたときは，受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの）

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（1枚目） **記入例①** **月の途中に無給休職から復職した場合（通勤手当月額支給あり）**

10月の休職期間：10月1日～16日

平成 29 年 10 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成 29 年 11 月 20 日

給与事務担当者確認印	左記の担当者と請求組合員の連絡先
公立印	給与事務担当者の確認印を受けて提出する。
	電話番号（ － － ）

区分	☑ 新規 ☐ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	654321
組合員氏名	共済 花子	

標準報酬月額 ア	590,000 円
当月の給与支給対象日数 A（当月の現日数－週休日）	22 日

【休業期間の報酬の計算】 ※ 休業期間Bは，給料の支給割合Dごとに，B1からB3へ期間の順に記入してください。

休業期間（週休日及び休日を含む。）B	B1 1 日 ～ 16 日		日 ～ 日
上記期間Bの給与支給対象日数 C	11 日		日
上記期間Bの給料の支給割合 D	0 割	割	割

B1の休業期間のうち，週休日を除いた日数を記入する。

無給休職の場合は，ゼロを記入する。

報酬Ⅰ		期間B1の支給金額		期間B3の支給金額
報酬（給与）種別	減額前の月額 E	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）
給料（調整額，教職調整額を除く。）	円	円	円	円
給料の調整額	円	円	円	円
地域手当	円	円	円	円
特地勤務（へき地）手当	円	円	円	円
準特地勤務（準へき地）手当	円	円	円	円
報酬Ⅰの合計 F		0 円	円	円

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）		G×期間B1の支給割合（0～1）				G×期間B2の支給割合（0～1）				G×期間B3の支給割合（0～1）			
報酬（給与）種別	減額前の月額 G		割合		（1円未満切捨て）		割合		（1円未満切捨て）		割合		（1円未満切捨て）
通勤手当	6,700 円	G×	1.0	=	6,700 円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
		G×		=					円	G×		=	円
		G×		=					円	G×		=	円
		G×		=					円	G×		=	円
		G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
		G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
		G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
報酬Ⅱの合計 H					6,700 円				円				円

月の途中から復職した場合，支給単位期間が1か月である通勤手当が，休業日を含めて月額で支給されたときは，当該月額を記入する。
※ 下記注2を参照

支給割合が減じられない場合は，1.0を記入する。

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 J（F÷C，少数点第2位未満切捨て）	0.00 円	円	円
報酬Ⅱの日額 K（H÷22，小数点第2位未満切捨て）	304.54 円	円	円
報酬日額 ①（J＋K，1円未満切捨て）	304 円	円	円

【年金日額の計算】※ 該当者のみ記入

年金額合計 L（年額）	円
年金日額 ②（L÷264，1円未満切捨て）	円

【報酬日額と年金日額の比較】

給付日額と比較する額 ③（報酬日額①と年金日額②を比較していずれか高い額，同額の場合はその額）	304 円	円	円

注1 報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を基に記入してください。 **（2枚目へ続く。）**

2 月の途中から休業又は復職した場合の通勤手当については，支給単位期間が1か月である通勤手当が，休業日を含めて月額で支給されたときは，当該月額を報酬Ⅱへ記入してください。

また，支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が，休業日を含めて支給単位期間分一括して支給されたときは，次の計算式により，1か月当たりの額を算出して，報酬Ⅱへ記入してください。

・支給単位期間の末月以外の月の額（1円未満切捨て） ＝ 通勤手当支給額 ÷ 支給単位期間の月数

・支給単位期間の末月の額 ＝ 通勤手当支給額 － 末月以外の月の額（上記の額）の合計額

別紙（2枚目） **記入例①** **月の途中に無給休職から復職した場合（通勤手当月額支給あり）**

10月の休職期間：10月1日～16日

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝

標準報酬日額 イ	26,820

円（10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 2／3 ＝

給付日額 ④	17,880

円（1円未満四捨五入）

2　給付対象日数及び控除額（報酬との調整額）の計算

休業期間（前ページBの期間）	B1の期間	B2の期間	B3の期間
給付対象日数 ⑤ （上記期間の給与支給対象日数Cのうち，④＞前ページ③となる日数）	11 日	日	日
控除額 ⑥ （前ページ③×給付対象日数⑤）	3,344 円	円	円

B1～B3の期間の給付対象日数の合計 ⑦	11 日
B1～B3の期間の控除額の合計 ⑧	3,344 円

3　請求金額の計算

給付日額④ × 給付対象日数の合計⑦ － 控除額の合計⑧ ＝

請求金額	193,336

円

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※ 共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額	

円 － 控除額合計 ＝

差引支給額	

円

注　次の書類を添付してください。

ア　当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）

イ　障害年金，障害手当金又は老齢年金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。），受給額が決定又は改定されたときは，受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの）

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（1枚目）　記入例②　月の途中で給料の支給割合が変わる場合　病気休暇（10割）：10月1日～16日
有給休職（8割）：10月17日～31日

平成 27 年 10 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成 27 年 11 月 2 日

給与事務担当者確認印	左記の担当者と請求組合員の連絡先
公立印	給与事務担当者の確認印を受けて提出する。
	電話番号（　－　－　）

区分	☑ 新規　☐ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	654321
組合員氏名	共済　花子	

病気休暇（給料10割支給）期間を記入する。

標準報酬月額 ア	590,000 円
当月の給与支給対象日数 A（当月の現日数－週休日）	22 日

【休業期間の報酬の計算】 ※ 休業期間Bは，給料の支給割合Dごとに，B1からB3へ期間の順に記入してください。

休業期間（週休日及び休日を含む。）B	B1 1 日～16 日	B2 17 日～31 日	B3 日～ 日
上記期間Bの給与支給対象日数 C	12 日	10 日	
上記期間Bの給料の支給割合 D	10 割	8 割	

有給休職（給料8割支給）期間を記入する。

報酬Ⅰ		期間B1の支給金額	期間B2の支給金額	期間B3の支給金額
報酬（給与）種別	減額前の月額 E	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）
給料（調整額，教職調整額を除く。）	402,600 円	219,600 円	146,400 円	円
給料の調整額	円	円	円	円
地域手当	円	円	円	円
特地勤務（へき地）手当	87,640 円	47,803 円	0 円	円
準特地勤務（準へき地）手当	17,528 円	9,560 円	0 円	円
報酬Ⅰの合計 F		276,963 円	146,400 円	円

B2の休業期間のうち，週休日を除いた日数を記入する。

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）		G×期間B1の支給割合（0～1）	G×期間B2の支給割合（0～1）	G×期間B3の支給割合（0～1）
報酬（給与）種別	減額前の月額 G	割合（1円未満切捨て）	割合（1円未満切捨て）	割合（1円未満切捨て）
教職調整額	16,104 円	G× 1.0 = 16,104 円	G× 0.8 = 12,883 円	G× = 円
扶養手当	19,500 円	G× 1.0 = 19,500 円	G× 0.8 = 15,600 円	G× = 円
住居手当	24,500 円	G× 1.0 = 24,500 円	G× 0.8 = 19,600 円	G× = 円
義務教育等教員特別手当	6,800 円	G× 1.0 = 6,800 円	G× 0.0 = 0 円	G× = 円
		G× = 円	G× = 円	G× = 円
		G× = 円	G× = 円	G× = 円
		G× = 円	G× = 円	G× = 円
	円	G× = 円	G× = 円	G× = 円
報酬Ⅱの合計 H		66,904 円	48,083 円	円

支給割合が減じられる前の月額（10割の額）を記入する（報酬Ⅱも同じ。）。

支給割合が減じられない場合は，1.0を記入する。
8割支給の場合は，0.8を記入する。

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 J（F÷C，少数点第2位未満切捨て）	23,080.25 円	14,640.00 円	円
報酬Ⅱの日額 K（H÷22，小数点第2位未満切捨て）	3,041.09 円	2,185.59 円	円
報酬日額 ①（J＋K，1円未満切捨て）	26,121 円	16,825 円	円

【年金日額の計算】※ 該当者のみ記入

年金額合計 L（年額）	円
年金日額 ②（L÷264，1円未満切捨て）	円

【報酬日額と年金日額の比較】

給付日額と比較する額 ③（報酬日額①と年金日額②を比較していずれか高い額，同額の場合はその額）	26,121 円	16,825 円	円

注1　報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を基に記入してください。　（2枚目へ続く。）

2　月の途中から休業又は復職した場合の通勤手当については，支給単位期間が1か月である通勤手当が，休業日を含めて月額で支給されたときは，当該月額を報酬Ⅱへ記入してください。

また，支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が，休業日を含めて支給単位期間分一括して支給されたときは，次の計算式により，1か月当たりの額を算出して，報酬Ⅱへ記入してください。

・支給単位期間の末月以外の月の額（1円未満切捨て）＝ 通勤手当支給額 ÷ 支給単位期間の月数
・支給単位期間の末月の額 ＝ 通勤手当支給額 － 末月以外の月の額（上記の額）の合計額

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（2枚目） **記入例②** **月の途中で給料の支給割合が変わる場合　病気休暇（10割）：10月1日～16日**
有給休職（8割）：10月17日～31日

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝

標準報酬日額 イ	26,820

円（10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 2／3 ＝

給付日額 ④	17,880

円（1円未満四捨五入）

2　給付対象日数及び控除額（報酬との調整額）の計算

休業期間（前ページBの期間）	B1の期間	B2の期間	B3の期間
給付対象日数 ⑤ （上記期間の給与支給対象日数Cのうち，④＞前ページ③となる日数）	0 日	10 日	日
控除額 ⑥ （前ページ③×給付対象日数⑤）	0 円	168,250 円	円

B1～B3の期間の給付対象日数の合計 ⑦	10 日
B1～B3の期間の控除額の合計 ⑧	168,250 円

3　請求金額の計算

給付日額④ × 給付対象日数の合計⑦ － 控除額の合計⑧ ＝

請求金額	10,550

円

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※ 共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額	

円 － 控除額合計 ＝

差引支給額	

円

注　次の書類を添付してください。
ア　当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）
イ　障害年金，障害手当金又は老齢年金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。），受給額が決定又は改定されたときは，受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの）

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（1枚目） **記入例③** **月の途中で給料の支給割合が変わる場合　有給休職（8割）：10月1日～16日　無給休職：10月17日～31日**

平成 28 年 10 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成 28 年 11 月 1 日

給与事務担当者確認印	左記の担当者と請求組合員の連絡先
公立印	給与事務担当者の確認印を受けて提出する。
	電話番号（　　－　　－　　）

区分	☑ 新規　☐ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	654321
組合員氏名	共済　花子	

有給休職（給料8割支給）期間を記入する。

標準報酬月額 ア	590,000 円
当月の給与支給対象日数 A（当月の現日数－週休日）	21 日

【休業期間の報酬の計算】 ※ 休業期間Bは，給料の支給割合Dごとに，B1からB3へ期間の順に記入してください。

無給休職期間を記入する。

休業期間（週休日及び休日を含む。）B	B1 1 日～16 日	B2 17 日～31 日	
上記期間Bの給与支給対象日数 C	10 日	11 日	日
上記期間Bの給料の支給割合 D	8 割	0 割	割

B2の休業期間のうち，週休日を除いた日数を記入する。

無給休職の場合は，ゼロを記入する。

報酬Ⅰ		期間B1の支給金額（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	期間B2の支給金額（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）
報酬（給与）種別	本来の月額 E			
給料（調整額，教職調整額を除く。）	402,600 円	153,371 円	0 円	円
給料の調整額	円	円	円	円
地域手当	円	円	円	円
特地勤務（へき地）手当	円	円	円	円
準特地勤務（準へき地）手当	円	円	円	円
報酬Ⅰの合計 F		153,371 円	0 円	円

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）		G×期間B1の支給割合（0～1）			G×期間B2の支給割合（0～1）			G×期間B3の支給割合（0～1）		
報酬（給与）種別	減額前の月額 G	割合	（1円未満切捨て）		割合	（1円未満切捨て）		割合	（1円未満切捨て）	
教職調整額	16,104 円	G× 0.8	=	12,883 円	G× 0.0	=	0 円	G×	=	円
扶養手当	19,500 円	G× 0.8	=	15,600 円	G× 0.0	=	0 円	G×	=	円
住居手当	24,500 円	G× 0.8	=	19,600 円	G× 0.0	=	0 円	G×	=	円
	円	G×	=	円	G×	=	円	G×	=	円
		G×	=	円	G×	=	円	G×	=	円
		G×	=	円	G×	=	円	G×	=	円
		G×	=	円	G×	=	円	G×	=	円
	円	G×	=	円	G×	=	円	G×	=	円
報酬Ⅱの合計 H				48,083 円			0 円			円

支給割合が減じられる前の月額（10割の額）を記入する（報酬Ⅱも同じ。）。

8割支給の場合は，0.8を記入する。

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 J（F÷C，少数点第2位未満切捨て）	15,337.10 円	0.00 円	円
報酬Ⅱの日額 K（H÷22，小数点第2位未満切捨て）	2,185.59 円	0.00 円	円
報酬日額 ①（J＋K，1円未満切捨て）	17,522 円	0 円	円

【年金日額の計算】※ 該当者のみ記入

年金額合計 L（年額）	円
年金日額 ②（L÷264，1円未満切捨て）	円

【報酬日額と年金日額の比較】

給付日額と比較する額 ③（報酬日額①と年金日額②を比較していずれか高い額，同額の場合はその額）	17,522 円	0 円	円

注1　報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を基に記入してください。　**（2枚目へ続く。）**

2　月の途中から休業又は復職した場合の通勤手当については，支給単位期間が1か月である通勤手当が，休業日を含めて月額で支給されたときは，当該月額を報酬Ⅱへ記入してください。

また，支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が，休業日を含めて支給単位期間分一括して支給されたときは，次の計算式により，1か月当たりの額を算出して，報酬Ⅱへ記入してください。

・支給単位期間の末月以外の月の額（1円未満切捨て）＝ 通勤手当支給額 ÷ 支給単位期間の月数

・支給単位期間の末月の額 ＝ 通勤手当支給額 － 末月以外の月の額（上記の額）の合計額

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（2枚目）	記入例③	月の途中で給料の支給割合が変わる場合　有給休職（8割）：10月1日～16日 無給休職：10月17日～31日

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝

標準報酬日額 イ	26,820

円（10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 2／3 ＝

給付日額 ④	17,880

円（1円未満四捨五入）

2　給付対象日数及び控除額（報酬との調整額）の計算

休業期間（前ページBの期間）	B1の期間	B2の期間	B3の期間
給付対象日数 ⑤ （上記期間の給与支給対象日数Cのうち，④＞前ページ③となる日数）	10 日	11 日	日
控除額 ⑥ （前ページ③×給付対象日数⑤）	175,220 円	0 円	円

B1～B3の期間の給付対象日数の合計 ⑦	21 日
B1～B3の期間の控除額の合計 ⑧	175,220 円

3　請求金額の計算

給付日額④ × 給付対象日数の合計⑦ － 控除額の合計⑧ ＝

請求金額	200,260

円

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※ 共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額	

円 － 控除額合計 ＝

差引支給額	

円

注　次の書類を添付してください。

ア　当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）

イ　障害年金，障害手当金又は老齢年金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。），受給額が決定又は改定されたときは，受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの）

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（1枚目） **記入例④** **月の途中で給料の支給割合が変わる場合（障害年金受給あり）**

有給休職（8割）：10月1日～16日
無給休職：10月17日～31日

平成 28 年 10 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成 28 年 11 月 1 日

給与事務担当者確認印	左記の担当者と請求組合員の連絡先
公立印	電話番号（ － ）

給与事務担当者の確認印を受けて提出する。

区分	☑ 新規 ☐ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	654321
組合員氏名	共済 花子	

有給休職（給料8割支給）期間を記入する。

標準報酬月額 ア	590,000 円
当月の給与支給対象日数 A（当月の現日数－週休日）	21 日

無給休職期間を記入する。

【休業期間の報酬の計算】 ※ 休業期間Bは，給料の支給割合Dごとに，B1からB3へ期間の順に記入してください。

休業期間（週休日及び休日を含む。）B	B1 1 日～16 日	B2 17 日～31 日	
上記期間Bの給与支給対象日数 C	10 日	11 日	日
上記期間Bの給料の支給割合 D	8 割	0 割	割

B2の休業期間のうち，週休日を除いた日数を記入する。

報酬Ⅰ		期間B1の支給金額（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	期間B2の支給金額（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）	（E×支給割合×C/A，1円未満切捨て）
報酬（給与）種別	減額前の月額 E			
給料（調整額，教職調整額を除く。）	402,600 円	153,371 円	0 円	円
給料の調整額	円	円	円	円
地域手当	円	円	円	円
特地勤務（へき地）手当	円	円	円	円
準特地勤務（準へき地）手当	円	円	円	円
報酬Ⅰの合計 F		153,371 円	0 円	円

無給休職の場合は，ゼロを記入する。

支給割合が減じられる前の月額（10割の額）を記入する（報酬Ⅱも同じ。）。

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）		G×期間B1の支給割合（0～1）				G×期間B2の支給割合（0～1）				G×期間B3の支給割合（0～1）			
報酬（給与）種別	減額前の月額 G		割合		（1円未満切捨て）		割合		（1円未満切捨て）		割合		（1円未満切捨て）
教職調整額	16,104 円	G×	0.8	=	12,883 円	G×	0.0	=	0 円	G×		=	円
扶養手当	19,500 円	G×	0.8	=	15,600 円	G×	0.0	=	0 円	G×		=	円
住居手当	24,500 円	G×	0.8	=	19,600 円	G×	0.0	=	0 円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=					円	G×		=	円
	円	G×		=					円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
	円	G×		=	円	G×		=	円	G×		=	円
報酬Ⅱの合計 H					48,083 円				0 円				円

8割支給の場合は，0.8を記入する。

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 J（F÷C，少数点第2位未満切捨て）	15,337.10 円	0.00 円	円
報酬Ⅱの日額 K（H÷22，小数点第2位未満切捨て）	2,185.59 円	0.00 円	円
報酬日額 ①（J＋K，1円未満切捨て）	17,522 円	0 円	円

【年金日額の計算】※ 該当者のみ記入

年金額合計 L（年額）	1,774,400 円
年金日額 ②（L÷264，1円未満切捨て）	6,721 円

受給している公的年金の合計額を記入する。
（例）障害基礎年金 780,100円（日本年金機構から支給），障害共済年金 994,300円（共済組合から支給）を受給している場合
780,100円＋994,300円＝1,774,400円・・・L

【報酬日額と年金日額の比較】

給付日額と比較する額 ③（報酬日額①と年金日額②を比較していずれか高い額，同額の場合はその額）	17,522 円	6,721 円	円

注1 報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を基に記入してください。 **（2枚目へ続く。）**

2 月の途中から休業又は復職した場合の通勤手当については，支給単位期間が1か月である通勤手当が，休業日を含めて月額で支給されたときは，当該月額を報酬Ⅱへ記入してください。

また，支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が，休業日を含めて支給単位期間分一括して支給されたときは，次の計算式により，1か月当たりの額を算出して，報酬Ⅱへ記入してください。

・支給単位期間の末月以外の月の額（1円未満切捨て） ＝ 通勤手当支給額 ÷ 支給単位期間の月数
・支給単位期間の末月の額 ＝ 通勤手当支給額 － 末月以外の月の額（上記の額）の合計額

H27.12改定〔整理番号24〕

別紙（2枚目） **記入例④** **月の途中で給料の支給割合が変わる場合（障害年金受給あり）**

有給休職（8割）：10月1日～16日
無給休職：10月17日～31日

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝

標準報酬日額 イ	26,820

円（10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 2／3 ＝

給付日額 ④	17,880

円（1円未満四捨五入）

2　給付対象日数及び控除額（報酬との調整額）の計算

休業期間（前ページBの期間）	B1の期間	B2の期間	B3の期間
給付対象日数 ⑤ （上記期間の給与支給対象日数Cのうち，④＞前ページ③となる日数）	10 日	11 日	日
控除額 ⑥ （前ページ③×給付対象日数⑤）	175,220 円	73,931 円	円

B1～B3の期間の給付対象日数の合計 ⑦	21 日
B1～B3の期間の控除額の合計 ⑧	249,151 円

3　請求金額の計算

給付日額④ × 給付対象日数の合計⑦ － 控除額の合計⑧ ＝

請求金額	126,329

円

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※ 共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額	

円 － 控除額合計 ＝

差引支給額	

円

注　次の書類を添付してください。
ア　当月の休業日において給与が支給された場合は，給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）
イ　障害年金，障害手当金又は老齢年金を受給している場合（受給権があり，受給予定である場合を含む。），受給額が決定又は改定されたときは，受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し（所属所長の原本証明があるもの）

H27.12改定〔整理番号24〕